

## デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用要領

制定 平成 31 年 1 月 31 日  
最近改定 令和元年 10 月 1 日

### 1 目的

デジタル工事写真の小黒板情報電子化（以下「電子黒板」という。）は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真への小黒板の記載情報の電子的記入及び工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化に加え、工事写真の改ざん防止を図るものである。

### 2 適用

大阪広域環境施設組合が発注する工事において、受注者が電子黒板を導入する場合は、工事着手前に監督職員の承諾を得たうえで、電子黒板を導入することができるものとする。

### 3 使用機器の導入

- (1) 電子黒板の導入に必要な機器及びソフトウェア等（以下「使用機器」という。）については、受注者が工事着手前に監督職員の承諾を得るものとする。
- (2) 使用機器は、受注者が選定し調達する。
- (3) 使用機器は、電子黒板導入の承諾を得られた工事（以下「対象工事」という。）に適用する写真管理規程に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用する。なお、信憑性確認機能（改ざん検知機能）は「電子政府における調達のために参考すべき暗号のリスト (CRYPTREC 暗号リスト)」（参考 1）に記載している技術を使用することとする。

使用機器の事例として、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア」（参考 2）を参照するものとする。ただし、この使用機器事例からの選定に限定するものではない。

（参考 1）「電子政府における調達のために参考すべき暗号のリスト (CRYPTREC 暗号リスト)」 <https://www.cryptrec.go.jp/list.html>

（参考 2）「デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア」  
<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>

#### **4 小黒板情報の電子的記入**

受注者は、前項に定める使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録することができる。なお、小黒板情報の電子的記入を行う項目は、対象工事に適用する写真管理規程によるものとする。ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、使用機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

#### **5 小黒板情報の電子的記入の取扱い**

小黒板情報の電子的記入の取扱いは、対象工事に適用する写真管理規程に準ずるが、前項に定める小黒板情報の電子的記入については、同規程で認められていない写真編集には該当しないものとする。

#### **6 小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品**

受注者は、4項に定める小黒板情報の電子的記入を行った写真（以下「小黒板情報電子化写真」という。）を、工事完成時に監督職員へ納品する。

なお、納品時に受注者は、「デジタル工事写真 信憑性チェックツール」（参考3）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を書面で監督職員へ提出する。

（参考3）「デジタル工事写真 信憑性チェックツール」

<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>